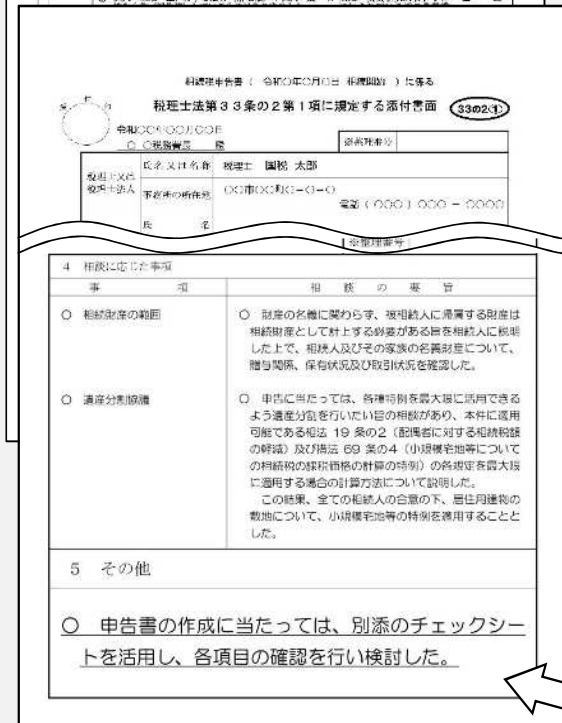
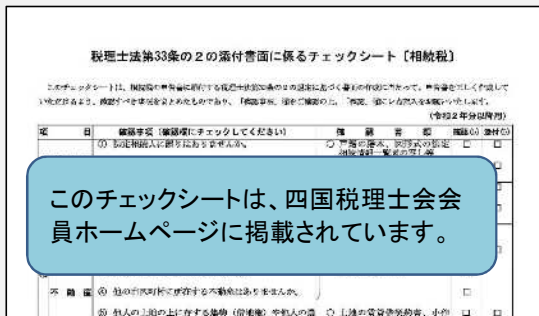


# ～ 税理士の皆様に ～

## 相続税申告における書面添付制度の更なる普及・定着に向けて

### 『税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕』を活用した添付書面の作成を！

相続税申告における添付書面の作成に当たっては、「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕」(以下「チェックシート」といいます。)の活用をお願いします。チェックシートを活用して作成された添付書面を基に意見聴取を行い、積極的に疑問点を解明していくこととしています。



- 具体的には・・・
- ① 相続税の申告書を作成する際にチェックシートを活用して添付書面を作成し、
  - ② 添付書面の「その他」欄にチェックシートを活用した旨を記載した上で、
  - ③ 申告書とともに、添付書面及びチェックシートを提出します。

○ 意見聴取では・・・

納税者に税務調査の日時等を通知するときは、あらかじめ意見聴取を行います。意見聴取では、添付書面の記載事項に加え、チェックシートの各項目についても幅広く意見をお聴きします。

○ 意見聴取の結果・・・

チェックシートを活用して作成した添付書面に基づいて意見聴取を行った結果、疑問点等が解明されて調査に移行しないケースの増加が期待できます。

⚠ 「その他」欄に記載を！

チェックシートを活用した旨の記載をお願いします。

**書面添付制度の普及・定着に向けた当局の取組に、ご理解とご協力をお願いします！**

高松国税局・税務署